



廃掃法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」について、7月5日に閣議決定され、7月8日に公布・施行されました。

現行制度では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されていますが、この度の東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災地の市町村の中には、災害廃棄物の処理のための人員や体制を確保することができない市町村もあります。

このため、東日本大震災によって甚大な被害を受けた市町村が災害廃棄物を処理する場合には、平成26年3月31日までの間に限り、受託者が処理を再委託することができる特例措置を設け、市町村の負担の軽減を図ることとなりました。

また、上記の政令とは別に、「東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案」として、環境大臣が市町村に代わって災害廃棄物を処理することを可能とする特例を定める法律案について、7月8日に閣議決定されています。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年7月5日、7月8日付 環境省ホームページ
土壤環境箇所 明石康伸

土対法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等（省令2件、告示2件）について、7月8日に公布・施行されました。その改正等の概要を以下に示します。

1. 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令
・ 自然由来土壤汚染地及び臨海埋立地の特例（自然由来特例区域、埋立地特例区域または埋立地管理区域）を定め、区域内において工事を行う場合の施工方法に関する制約を軽減するもの。
・ 区域指定に当たっての自然由来重金属汚染やしゅんせつ土砂等埋立用材料による土壤汚染の調査を円滑かつ適切に行うための特例を創設するもの。
・ 指定区域から健全土として土壤を搬出する際の調査の負担を軽減するとともに掘削後調査の方法を規定するもの（認定調査関係）。
2. 汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（汚染土壤処理の負担軽減など）
3. 埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準について
4. 要措置区域内における土地形質変更の禁止の例外となる行為の施工方法の基準について

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年7月8日付 環境省ホームページ
土壤環境箇所 明石康伸

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 再生砕石等製造施設における石綿含有産業廃棄物混入防止対策について](#)
- [2. 「土壤汚染未然防止マニュアル」の公表について](#)
- [3. 石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について](#)
- [4. 「土壤汚染対策法の自主申請活用の手引き」の公表について](#)
- [5. 石綿障害予防規則の一部の改正について](#)

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為に休業させていただきます。何かとご迷惑をお掛けするとは存知ますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 9月9日(金)



放射性物質の測定を開始しました! 福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。現在は先行してサーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定を行っていますが、8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始する予定です。

